

## 高砂族の家族分封：万大村の場合(1)

土居, 平

<https://doi.org/10.15017/62>

---

出版情報：九州大学医療技術短期大学部紀要. 2, pp.21-26, 1975-02-10. 九州大学医療技術短期大学部  
バージョン：  
権利関係：

# 高砂族の家族分封

— 万大村の場合 (1) —

土 居 平

Branching Process of Formosan Aborigines Families.

— A Case Study in Bandai Village (1) —

Taira Doi

われわれ（代表者九州大学文学部内藤莞爾教授）は西南日本，とりわけ九州各地に存続する末子相続慣行に深い関心を示してきた。昭和40年頃から長崎，鹿児島，熊本各県下のパイロット調査をはじめた。以来今日まで，福岡・佐賀両県を除いて多数のフィールド調査を実施した。とくに鹿児島・長崎両県については，集中的に踏査した。この調査は現在も継続しているが従来成果については各メンバーによって公刊されている。

ところでこうした末子相続慣行の存在については，民法学者，民俗学者によって早くから指摘されていた。そして，これらの先覚者たちによって現地調査がおこなわれ，多くの報告がなされている。とともに，この末子相続慣行はわが国だけの事例ではなく，旧大陸，アジア地域についても見出すことができる。この点についてはイギリスのフレイザー（Sir J. Frazer, 1854～1941）が多数の資料を提示している。ただ彼の場合は，わが国や台湾の高砂族などの事例については触れていない。

ところで高砂族についての関心は，大学院生時代古野清人教授（当時北九州大学学長）のセミナーに参加した頃に芽生えた。当時は農耕儀礼としての「首狩り」に強い興味を覚えた。しかし現地調査の機会を得ることなど，全く考えてもみなかった。けれども，上記の末子相続慣行の調査に従事するなかで，高砂族への関心がよみがえってきたといえる。

折しも，私学研修福祉会と筑紫女学園短期大学から資金援助を受けることになり，現地での調査が実現したわけである。記して心からの感謝の意を表したい。さらに現地においては，台湾大学文学院考古人類学教室の衛惠林教授，中央研究院民族学研究所の李亦園所長をはじめ，劉斌雄，王崧興の各氏から御指導や現地調査での御便宜をはかっていただいた。その他南投県

警察局の許東銘氏，霧社電源保護所の劉朝顯所長や所員の皆さん，万大村まで同行いただいた郎景春先生など，初対面の一日本人に対して過分の御高配をいただいた。それに万大村では，現地での宿を提供された柯明澄代表，食事の世話をお願いした衛生所の謝添泉医師夫妻をはじめとする村民の皆さんなど，多くの方々に謝意を述べねばならない。本調査が，まがりなりにも予備調査的成果を得ることができたのも，まったく上記各位の御好意によるものである。

## 1. 研究目的

高砂族<sup>1)</sup>の相続慣行については，臨時台湾旧慣調査会による『蕃族調査報告書』『蕃族慣習調査報告書』が大正年間出版され，各種族について報告が寄せられている。そのうちでアタイヤル族については，「父母ノ双方又ハ一方ノ在世中ニ長男カ妻ヲ迎ヘタルトキハ父母ト別レテ一家ヲ立テ次ニ二男カ妻ヲ迎ヘタルトキハ亦一家ヲ別立シ次第ニ分立シテ行キ父母ハ末子ト従前ノ家ニ留ルヲ常トス」<sup>2)</sup>る，末子相続のパターンが報告されている。とともに「父母共ニ死亡シタル後ニ長男カ婚姻シタルトキハ従前ノ家ヲ出テス次男以下婚姻スルニ従ヒ次第ニ新家ヲ別立」<sup>3)</sup>するという。つまり家族周期の途中で両親死亡というハプニングがあったために，長男相続に変わったわけである。こうした事例は九州各地においても，しばしば見出すことができた<sup>4)</sup>。

また岡田謙はアタイヤル族の分戸について，つぎのように報告<sup>5)</sup>している。すなわち「アタイヤル族においては，例えば仮りに三人の男児



がある場合、長子に嫁をもらってこれを分戸せしめ、食器や道具は切半してその一半を与え、穀物は人数に応じて出る者と残る者とに分配するという方法をとる。同様に次男をも分戸せしめ、最後に末子に嫁をもらって親はこれと同居して貨幣もしくは珠箔を遺すのである。長次男の分戸にさいして、耕地は必ずしも分割して与えずに耕作の場所を別にするのみで、各自収穫せるものを消費するか、あるいは全部を父母の穀倉に収納して必要の分だけを取り出して消費するという方法のとられることも多い」という。彼等は親と同居する末子を除いて核家族を形成するわけで、耕地の共有によって、相互の結合関係が緊密に保たれるわけである。さらにいまひとつの分戸方法として選定相続の事例をとりあげている。つまり「長男が婚姻しても直ちに分戸せず、次男が婚姻してはじめて長男が分戸し、同様に三男が婚姻して次男が分戸し、父母は三男と同居するか、もしくは嫁ともっとも円満に暮し得る家に入る。直ちに分戸せしめないのは恐らく働き手が去って老幼のみが残ることを嫌うからであろう。長男が婚姻し、次男も婚姻して両者を比較し、親と円満に暮し得る方を残して他を分戸せしめ、同じく残った方と三男とを比較して好い方と同居するという仕方」である。

いま少し、アタイヤル族に関する相続慣行の報告を引用してみよう。昭和3年、小泉鉄の霧社蕃、万大蕃などを踏査した日誌<sup>6)</sup>がある。

「霧社蕃<sup>7)</sup>は男系制であってすべて嫁を男家へ招ずるのであるが、バーラン社にては長男が嫁を貰えば長男夫妻は其の儘家に留り、両親は他の子供達を連れて新しく家を建て、それに移り元の家と穀倉とは長男に譲るのである。そして土地の分配は長男は親の持分の半分をとる。次男以下も亦之に準じ、両親は末子と共に留ることとなり、女子は他家に嫁入るを原則」とするのである。同じくホーゴ社では「土地の分配は長男次男に依って異にせずしてすべて男子は平等に分配を受ける」という。また「長男が嫁を娶れば、両親が他の子供達をつれて出てゆくのが本当ではあるが、現在では嫁を貰ったものが両親より新しき家を作って貰って出てゆくのが

普通で、末子が両親と共に旧き家に残る」事例もある、と述べている。こうした隠居分家について、われわれは五島列島の中通島のカトリック漁民について、詳細な現地調査を実施し、その成果を公刊<sup>8) 9)</sup>している。ひきつづき万大社の記録をみてみよう。「土地相続における分配は長男に多く、次男以下に薄くなる。長男が嫁を娶って結婚すれば両親は他の子供等をつれて家を出るのを原則とするけれども、両親の家が古くしてよからぬ時は長男に新しき家を建てて与へ、自分等が旧き家に留まるのである。そして其の年の穀物の取入れは折半して長男に与えるのである。次男以下又同じであるが、末子の場合には若し両親年若くして勤労に堪ゆる時は分居するも、勤労に堪えない場合は末子と共に同居」する。末子相続型ではあるが、親の年齢によって完全隠居分家の場合と、そうでない場合とに分かれることになる。

ところで、主として山地に居住する高妙族は狩猟を好み、またその技術にすぐれている。しかしその経済生活の基本は原始的な焼畑農業にあった、といえる。粟、陸稲、稗をはじめ里芋甘藷などが栽培されていた。農業技術が進歩し水牛などが耕作に利用されるようになった今日でも、その生産物の基本は大きくは変わっていない。このことはアタイヤル族についてもいえるわけである。しかも彼等の相続慣行からすれば、若干の配分比の違いはあるとしても、諸子均分に近い相続がおこなわれている。したがって分戸した夫婦は、その耕地を拡大する必要があった。そのためには開墾地が存在しなくてはならない。このことについては五島青砂郷の場合にも論及（文献8および9）した。ではアタイヤル族のそれはどうであったか。

「一社又ハ一部族ノ間ニ於テ何人ニモ属セサル土地ハ公有地トス。例ヘハ末タ昔テ開墾シタルコトナキ深林又ハ敵番ニ接近セルカ為メニ社民カ明カニ遺棄ノ意ヲ表示シタル草原等之ニ属ス。公有地ハ一定ノ獵場ヲ除キ何人ト雖モ之ヲ開墾スルコトヲ得。一タヒ之ヲ開墾シタルトキハ永久ニ其地ノ所有權ヲ取得シ休耕シタルトキト雖モ他人ノ為ニ侵奪セラルルコトナシ<sup>10)</sup>」と

いう。そして「土地ヲ先取スルニハ必ス其地ヲ開墾スルコトヲ要スト雖モ開墾ニ先チテ左ノ行為ヲ為ストキハ「ルマゴー」(予占)ノ効アリテ他人ヨリ侵害セラルルコトナシ」とし、その「ルマゴー」としてつぎのような行為が規定されていた。「(い)深林ハ其重ナル喬木ノ株ニ刀痕ヲ施シ、其上部ノ皮ヲ削リ且ツ其樹木ニ纏フ蔓藤ヲ根本ニ於テ截断シ置クコト(ろ)原野ハ人目ニ触レ易キ地位ヲ選ミ方六尺程雜木又ハ茅茨ヲ伐リ拂ヒ、其處ニ左右ニ本ノ叉木ヲ立テ横木ヲ架シ之ニ木鈎ヲ掛クルコト」とある。こうして耕地の占有者が限定されることになる。もし「同一ノ地ニ予占ヲ為シタル者兩人アルトキハ其前ニ為シタル者優先ノ権アリ若其先後ヲ争フトキハ仲裁又ハ出草ニ依リテ之ヲ決ス」ることになる。

以上のように、アタイヤル族の場合、五島の事例をはじめ、九州各地のそれとは、生産技術生産物、水田の有無など、相違点が多いし、社会・経済的発展の背景も異なる。相続形態の類似をもって、両者を同列に論ずることはもちろん出来ない。しかし経済性の許容する開墾が限界に達し、その他の社会・経済的条件が変化したとき、相続形態はどのような変化を遂げていくのか、はなはだ興味深い問題といえる。以上のような問題意識に立脚しながらも、さらにこの相続慣行が旧慣に属し、資料そのものがすでに過去のものとなりつつあるという現実を認めざるを得ない。わが国の場合には価値観の多様化、経済の高度成長と社会流動の促進、民法改正などの事情がある。高砂族の場合には日本領台後の理蕃政策が、彼等の生活様式に大きな変化を与えた。「首狩り」がなくなっただけではなくその変化はかなりの急テンポであった。光復後の高山族政策については承知しないが、相続の問題を含めて旧慣は変容しつつある、とみるのが妥当である。生きている資料を今収集しておきたい。そういうことも考えたのである。

## 2. 万大村

現地調査に訪れた万大村<sup>11)</sup>は旧称であって、現在は南投県仁愛郷親愛村とよばれている。なお親愛村に隣接する松林(旧称 Inago, Paha-

nabiai)にも足を運び、若干の人々に対する聞き取り調査を実施した。(いうまでもなくこれら高山族の村は特別保護区になっていて、入村するためには、台湾省警務処に申請して入村許可証を得る必要がある。)ところで往時の万大村について、つぎのような記述がある、すなわち

「本番ハ自称シテぶれがわんと云フ其ノ意義未審ナラス本番ハ萬大溪(台中庁下ノ濁水溪上流)ノ沿岸ニ占住スル部族ニシテ二社ヨリ成リ戸数百二十八、人口五百五十五ヲ有ス本番ノ領域ハ安東郡山ノ北方能高山ニ至リ之ヨリ西シテせいだつか族ノ霧社番ニ属スルばあらん社領域ノ東部ニ至リソレヨリ西南ニ向ヒ六千二百三十九尺高地ヨリ東々南ヲ指シテ安東郡山ニ帰ル。東ニ太魯閣及ヒ木瓜ノ両番アリ南ハぶぬむ族ノかんたあ番ト界シ西ハシカヤウ山ヲ経テ埔里社支庁下ノ民庄ニ接シ北ハ霧社ト隣接ス<sup>12)</sup>」。地図からも明らかのように、万大村はアタイヤル族の分布からすれば最南端の飛地である。さきの霧社事件の際にも、霧社蕃からの誘いに応じなかったといわれ、セデク群とスコレク群、さらにはブヌン族とも隣接しながら生きのびてきた村である。この点については「この一部族は万太蕃在来のものと、Murauts と称する一派とに分かれる。後者はマイバラ蕃の系統らしく、埔里盆地の北部(千眠山附近)に居たが、来住の漢族や平埔族から圧迫され、他方、万太蕃の方でも恐らくセデク群の霧社蕃やブヌン族に対抗の必要からその来住を勧誘し、100年ばかり前に合流<sup>13)</sup>」したのだといわれる。同じような話しは現地でも聞いた。なお附言すれば、現住地に移住したのは昭和10年代という。ダム建設にともなう強制移住であった。昭和3年には「戸数はツゲウス社 109、シメウス社 38、人口は二社にて男 250、女 267」であった。最近(1964年)の親愛村は戸数 227戸、人口 1,147人(男601人、女546人)である。もっとも今回の調査では、その家族状況(世帯員氏名、生年、性別、通婚圏など)を明確に把握できた140世帯を対象とした。

現在の仁愛郷では11名の議員が選出されるが親愛村からは3名の代表を送っている。村長を

はじめ代表、県長、郷長などはすべて選挙によって選出される。月1回の割で各戸1人が参加する村民大会が開かれ、部落の最高決議機関となっている。村の扶役としては、水利、道路などいわゆる環境整備などで、年間5～6回予定されている。出不足については特に罰則はないが、男が出るのが原則で、女世帯は免除される。部落の農家の平均耕作反別は田1公歩、畑15公歩、山林3公歩である。畑作は主としてトウモロコシで、果樹として梅、スモモなどがある。また山林は主として杉と檜である。ほかに水牛はほとんど各戸が一頭宛所有し、耕作に使われるほか、肥育（仔牛3～4,000円、成牛10,000円前後）もおこなわれている。なお共有林はなく全部が個人持ちといわれる。

墓地として6公歩ほどの共有地がある。また住家以外の建造物としては、小学校、駐在所、衛生所、カトリック教会、モルモン教会があり、ほかに簡易水道の貯水タンク（コンクリート製）がみられる。

#### 注および参考文献

- 1) 台湾の高山族（旧称高砂族・生蕃）は、平埔族（旧称熟蕃）を除いてつぎの9種族に分類される。
  1. アタイヤル族 (Atayal)
  2. サイシャット族 (Saisiyat)
  3. ブヌン族 (Bunun)
  4. ツォウ族 (Tsou)
  5. ルカイ族 (Rukai)
  6. パイワン族 (Paiwan)
  7. プユマ族 (Puyuma) = パナパナヤン族 (Panapanayan)
  8. アミ族 (Ami) = パンツァ族 (Pangtsah)
  9. ヤミ族 (Yami)

以上の分類は馬淵東一「高砂族の分類——学史的回顧——」（『民族学研究』第18巻第1—2号、1953年）による。なお高砂族の分類に関しては森丑之助（パイワン・ツアリセン・ピウマを一括してパイワン族とし、ほかにアタイヤル族、ブヌン族、ツォウ族、アミ族、ヤミ族の6種族）、小島由道（アタイヤル族、セーダッカ族、サイセット族、ブヌン族、ツォウ族、アミ族、ヤミ族、パイワン族の8種族）などの試みがある。さらに昭和10年、台北帝国大学土俗、人類学研究室（移川子之藏、馬淵東一、宮本延人）による伝承系譜にもとづく『台湾高砂族系統所属の研究』が発刊されている。なお、台湾大

学文学院考古人類学教室の衛惠林、王人英（『台湾土著各族近年人口増加與聚落移動調査報告』1966年）はやはり9分法（泰雅、賽夏、布農、鄒、排湾、魯凱、卑南、阿美、雅美）を用いている。

- 2) 臨時台湾旧慣調査会『番族慣習調査報告書』第一部大正四年、206～7頁。
- 3) 臨時台湾旧慣調査会、上掲書207頁。
- 4) 内藤莞爾『末子相続の研究』昭和48年、弘文堂。
- 5) 岡田 謙『未開社会における家族』昭和17年初版昭和44年4版、p.247～8。
- 6) 小泉鉄『蕃郷風物記』昭和7年、建設社
- 7) 霧社蕃は1930年の霧社事件で有名である。ここにはアタイヤル族のセデク (Sedeq) 群が居住している。トウガン、シーパウ、パーラン、タカナン、ホーゴ、ロードフ、カック、タロワン、マヘボ、スーク、ポアルン、タポアンの各社があった。事件後、各地に分散させられた。
- 8) 内藤莞爾『五島カトリックの家族分封』昭和45年北川基金刊行会。
- 9) 内藤莞爾・土居平「カトリック漁民の家族分封」九州大学「哲学年報」第31輯、昭和47年。

この調査対象地は上五島町青砂郷であり、カトリック部落である。隠居分家を基本とする慣行ではあるが、単純なパターンではなかった。そこでわれわれは、従来相続の指標としてきた(1)家屋敷の継承(2)位牌の受授、(3)老親の扶養を中心としながらも、位牌の受授を欠くカトリック教徒で、家屋敷は長男相続、扶養は末子という種々のケースについて、つぎのような手続きと類型化をおこなった。表1および表2がそれである。

表1 分封類型化の手続き

I. 長男が家屋敷の継承者であった
a. 親がそのままこの家に同居した
b. 親は家族を伴って別の家に転居した
II. 長男が家屋敷の継承者でなかった

表2 分封類型

	分封類型	前表との対応
一貫型	A. 長子相続型	I-a
	B. 隠居分家型	I-b
	C. 末子相続型	II
非一貫型	D. 混合型（長男 旧居）	I-bで出発
	E. 混合型（長男 新居）	IIで出発
—	F. その他	—

家屋敷の継承、つまり家屋の受授を指標としたわけである。この類型化を適用すれば、パーラン社はB

型, ホーゴ社はE型ということになる。ただこの日記によると, 老親が最後まで末子と居住をともにするか否かについては記していない。

10) 文献 (2) 263頁。

11) ここはアタイヤル族のツォーレ群に属する人々の居住地である。なおアタイヤル族はスコレク群 (Səqoleq), ツォーレ群 (Tsə?ole?), セデク群 (Sedeq) の三群に分かれる。

12) 文献 (2), 19~20頁。

13) 馬淵東一「高砂族の移動および分布—第一部—」  
「民族学研究」第18巻第12号, 1953年, p. 131。

14) 文献 (6), 231頁。

15) 衛 恵林, 王 人英, 前掲書, 46頁。